

令和 2 年 4 月 1 7 日

保護者の皆さま

社会福祉法人 慧誠会
理事長 大江 徹

新型コロナウイルス感染症対策、国の「緊急事態宣言」に伴うご協力をお願い

これまでも新型コロナウイルス感染症対策に対して、ご協力頂きありがとうございます。

国の緊急事態宣言に伴い、帯広市子ども福祉室子ども課より、下記のように「**利用の自粛を原則とした限定的な保育の実施**」のお知らせがありました。

これまでも法人として市に準じることで保育を実施していますので、ご協力くださるようお願いします。

帯こども第 2 4 9 号

令和 2 年 4 月 1 7 日

保護者の皆様

帯広市長 米 沢 則 寿
(市民福祉部こども福祉室こども課担当)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための重要なお知らせ

昨日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国の都道府県に拡大したことに伴い、帯広市では 4 月 20 日から 5 月 6 日まで、小学校等を一齐臨時休業措置といたします。

しかしながら、子育て家庭においては一人で過ごすことができない児童がいること等を考慮し、当期間の保育所及び児童保育センターにおいては、感染予防に最大限配慮した上で、利用の自粛を原則とした限定的な保育を実施いたします（詳細は下記の別紙 1 を参照してください）。

今回の措置は、国をあげた緊急事態であり、私たち市民一人ひとは、今までにも増して不要不急の外出を避けるなどの感染拡大防止に向けた行動変容に取り組むときです。

こうした状況をぜひご理解いただき、皆様の健康と安全を第一に考え、ご家庭での保育を基本とした対応をご検討いただきますよう切にお願いいたします。なお、限定的な保育期間中の保育料及び副食費については、利用日数に応じた減額を行います。

市民の皆様の命を守るため、この難局を皆様とともに乗り越える所存ですので、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

記

別途資料

「帯広市の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的な保育の実施（別紙 1）」